

◆◇ 労務管理のエッセンス ◆◇ (08/6月号) (第44号)

赤井労務マネジメント事務所 社会保険労務士 赤井孝文
下関市長府金屋町4-21 電話245-5034 ホームページ

akai2@mx52.fiki.ne.jp
<http://www.6064.jp>

離職理由によるトラブルが増加しています

【離職理由による失業手当の比較】

	自己都合	解雇
給付日数	年齢に関係なく (65歳未満)	年齢に応じて (45~60歳の例)
	1年未満	90日
	5年未満	180日
	5年以上	240日
	10年以上	270日
	20年以上	330日
加入期間	12ヶ月以上	6ヶ月以上
給付制限	3ヶ月	なし

上記の表は、例えば50歳の従業員が離職した場合の、失業手当の給付日数等の比較です。給付日数、加入期間、給付制限とも解雇に比べて自己都合による離職が不利になっています。特に給付日数においては最大180日以上の差額になるケースがあります。ここ最近当事務所に多く寄せられる相談として、離職理由がはっきりしないまま会社が自己都合退職と処理して後になって揉めるケースがあります。これは離職時のコミュニケーション不足から生じる典型的なトラブルのパターンです。

もし従業員が解雇を主張した場合の会社のリスクは、

①	解雇でないことの立証責任を負わされる
②	解雇予告手当の支払い
③	解雇無効の場合の遡及賃金支払い

労働契約法においても労働契約の終了に一定の制限が規定されています。言った言わないのレベルでは圧倒的に会社が不利なのは言うまでもありません。社内でのコミュニケーションは勿論、離職者とのコミュニケーションもしっかり持つことがリスク管理の第一歩と言えるでしょう。

健康保険制度が変わります (10月1日~)

政府管掌健康保険については、現在、社会保険庁が運営しており、一般的に『政管健保』という略称で呼ばれていますが、平成20年10月に『全国健康保険協会』が新たな保険者として設立され、国から独立した新たな健康保険として発足します。それに伴い各都道府県には支部が設立されますが、これにより支部ごとに年齢構成や所得水準の違いを調整した上で、地域の医療費を反映した保険料率を設定されることとなります。

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。以後、ご送信を控えさせていただきますので、何卒ご容赦下さい。

FAX番号245-7166 不要 貴社名 _____